

「働き方改革企業支援事業」業務委託仕様書

1 目的

労働力確保が喫緊の課題となっている中、女性を始めとする誰もが働きやすい職場環境を整備することが求められている。これまで、県においては、「仕事と生活の両立応援宣言」登録事業、「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度、企業向け講演会・研修会の開催などに取り組んできたが、引き続き働き方改革を推進し、県内企業の労働力の確保・定着を図ることを目的とする。

2 委託業務の範囲

1の目的を達成するため、「(1) 対象」に対し、「(5) 内容」による講演会を実施すること。

なお、「(5) 内容」については、基本を示したものであり、上記の目的を達成するため、追加して提案しても差し支えないものとする。

(1) 対象

県内企業

なお、主な対象者を企業等の人事労務担当者として企画すること。

(2) 開催場所

宮崎市、都城市、延岡市

なお、オンラインでの同時配信も行うこと。

(3) 開催回数

それぞれの開催場所で各1回（開催目安時期：10月～12月）

なお、1回あたり2～3時間程度

(4) 参加社数

1回あたり50社程度

(5) 内容

ア 働き方改革の重要性を理解し、取組を進めたい意欲はあるものの、どう取り組めばいいか分からない事業所等でも理解できる、分かりやすい講演内容とすること。以下に提示しているテーマを必須とするものではなく、この他のテーマの提案を妨げるものではない。

- ・ テーマ①育児・介護と仕事の両立
- ・ テーマ②ハラスメント防止

イ 県労働委員会が業務説明を行う時間を設けること。なお、当該時間については労働委員会と調整の上進めること。

(6) その他

ア 各講演会における日程調整、参加者の募集・開催案内、講師との各種調整、講演会に必要な備品・テキスト（資料）等の準備、参加者の申込受付等、事前準備を行うとともに、当日の進行、運営、講師のサポート、記録、講演会終了

後のアンケート実施・評価、報告書の作成等を行うこと。

イ 参加者からの費用は一切徴収しないものとする。また、参加者への交通費や受講手当等は一切支給しない。

3 委託事業に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に甲に協議の上、了解を得たものについては、その限りでない。

- (1) 10万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

4 その他

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はその仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するため、県は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算執行又は業務従事者の勤務態度に関して、いささかも批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決を図ること。